

ボランティアセンター通信

「区報なか」点字版・音訳テープ・CDの読者・リスナーを募集しています!!

視覚に障がいのある方を対象に、中区の記事、くらしのガイド、お出かけ情報などが掲載された「区報なか」をボランティアグループのみなさんが、点字または音声にしたものを毎月、無料でご自宅にお届けします。ご希望の方はお気軽に中区社会福祉協議会までご連絡ください。お知り合いの方にこれらの広報を必要とされる方がいらっしゃいましたら、お伝えいただき、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、点訳・音訳のボランティア活動に興味のある方も連絡をお待ちしています。平成25年度は音訳ボランティアの入門講座を予定していますので、ぜひ参加してみてください。

【音訳ボランティア入門講座】

日時：6月18日(火)～7月16日(火) 毎週火曜日 10:00～12:00(全5回)

場所：中区地域福祉センター5階 ボランティア研修室

内容：①視覚障害について

②～④音訳(音声訳)について

⑤活動紹介・リスナーとの交流会



なかくボランティアまつりにご協力いただきありがとうございました!!

平成24年10月27日(土)に『第16回なかくボランティアまつり』を開催しました。500名以上の方に参加していただき、盛況のうち無事に終わることができました。ご参加いただいた方をはじめ、バザー物品をご提供いただくなど多くの皆様のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

バザーの収益金は、中区のボランティア活動推進に大切に使用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

今年も10月に「なかくボランティアまつり」を開催する予定です。みなさんふるってご参加ください。みなさんの来場をお待ちしています♪



▲まつり的一幕! みんなで「健康体操」♪

平成25年度ボランティア活動保険のお知らせ!

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

更新手続きはお早めに!

現在加入中のボランティア活動保険の補償期間は平成25年3月31日迄です。

ボランティア活動登録をしている社会福祉協議会で、平成25年度分の更新手続きを行ってください(印鑑をご持参ください)。

平成25年度ボランティア活動保険の補償金額および保険料が変更となっていますので、ご確認ください。

		Aプラン	Bプラン
保険金額	死亡	1,200万円	1,800万円
	後遺障害	1,200万円	1,800万円
	入院日額	6,500円	10,000円
	通院日額	4,000円	6,000円
保険料	賠償責任	5億円	5億円
	基本	300円	450円
	天災	460円	690円

※詳細につきましては、お申し込み時にご確認ください。

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会 / 中区ボランティアセンター

〒730-0051 広島市中区大手町4-1-1 大手町平和ビル5階

TEL 082-249-3114 FAX 082-242-1956

Eメール naka@shakyohiroshima-city.or.jp

ホームページ http://shakyo-hiroshima.jp/naka/

申し込み・
問い合わせ

中区社協

まちづくり

No-78

編集・発行：平成25年3月
社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会
〒730-0051 広島市中区大手町4丁目1番1号
大手町平和ビル5階
電話(082)249-3114
FAX(082)242-1956
Eメール naka@shakyohiroshima-city.or.jp

特集 あなたのまちのほっとサロン

吉島、江波にある「ふれあいいきいきサロン」に行ってきました♪

吉島学区 「いきいきてんとう虫」 「気軽に、楽しく、無理なく」

サロンの名称「いきいきてんとう虫」は、舟入南と吉島西を結ぶ吉島橋の南側に位置する公園(通称：てんとう虫公園)の名前からつけられています。吉島西3丁目町内会域を対象に、平成23年3月からはじまったこのサロンは、毎月第3木曜日に吉島老人集会所で開催されており、15名前後が参加されています。お茶と茶菓子を片手に、和やかな雰囲気の中、いろいろな話に花が咲きます。参加の女性は、「ずっと家におるよりも、こういう場で発散させんと」と笑顔で言われます。

サロンのお世話をされている吉島学区社協会長の篠原紀喜さんは、「何かをするということに縛られず、気軽に来れて皆で話ができる場として続けてきました」、「これからも細く長く続けていきたい」と話してくださいました。



江波地区 「いきいきサロン江波西」 「みんなで楽しくガンバルーン」

江波地区は中区の南端に位置し、広島湾と本川、天満川に接し、江波山、皿山という2つの山を有する自然環境に恵まれた地区で10町内会から構成されています。

これまで、江波地区では子どもや高齢者のサロンは4か所ありましたが、平成24年10月より、新たに5か所目のサロンとして「いきいきサロン江波西」がスタートしました。毎月第2・4木曜の午後に江波西にある水資源再生センター別館会議室で開催されており、江波西にお住まいの方で、30名近い方が参加されています。サロンを訪問した時には、ボールを使ったガンバルーン体操で皆さん体を動かされていました。

サロン代表者で江波地区の地域福祉推進委員でもある堂本澄子さんは、「サロンに来られる方たちが、趣味や好きなことを楽しみながら過ごせる場になれば」と話してくださいました。



2地区社協が新たに「福祉のまちづくりプラン」を策定

小学校区ごとに組織しています地区(学区)社会福祉協議会(通称：地区(学区)社協)では、総合的・計画的な地域の福祉活動の将来指針となる「福祉のまちづくりプラン」の策定に取り組まれています。

このたび、「中島地区」並びに「江波地区」社会福祉協議会が、話し合いを重ねられながら、それぞれの地域の将来像を描かれ、その実現に向けての活動方針を「福祉のまちづくりプラン」としてまとめられました。

両地区とも、今後はこのプランを基に、「安心・安全に住める住みよいまち」の実現に向け、より一層の活動の充実が期待されます。



▲中島地区社会福祉協議会



▲江波地区社会福祉協議会

新たに策定した「地域福祉活動第6次5か年計画*」(平成25年度～29年度)に基づき、「みんなで作る ささえあいのまち」をスローガンに、地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」づくりをめざします。

重点事業

1. たすけあいのまちをつくる(つながる・たすけあう)

(1) 小地域福祉活動の推進

- 福祉のまちづくりの総合的な推進**
福祉のまちづくり事業の3事業(小地域における見守り・支えあい活動「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、住民のふれあいの場づくり「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、地域住民の参加・支えあい活動「地区ボランティアバンク活動推進事業」)の連動に重点をおいた福祉のまちづくりの総合的な推進に努めます。
- 施設や団体等との協働による福祉のまちづくりの推進**
施設や団体等との協働による小地域におけるたすけあいのまちづくりが進むよう支援します。

(2) 福祉教育の推進

- 福祉教育による地域づくりの推進**
子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉への理解と関心を高めます。

(3) たすけあう活動の推進と発信

- ボランティアセンター機能の充実**
ボランティアの活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。
ボランティアの育成やボランティアコーディネート機能の強化により、多様な福祉ニーズに対応します。
- 災害ボランティアセンターの体制づくり**
災害時において、災害ボランティアセンターを関係機関・団体と協働で担える体制づくりを目指します。
- 地域福祉活動や福祉情報の発信**
区民による地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。
- 地域福祉センター(ボランティアセンター)の利活用の促進**
区民が福祉活動やボランティア活動の拠点として気軽に利用できるような運営を行います。

2. 一人ひとりの暮らしをささえよう(うけとめる・つなぐ)

(1) 相談援助機能の強化

様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための体制づくりに取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

福祉サービス利用援助事業(かけはし)や成年後見事業(こうけん)の推進を通じて、判断能力の十分でない認知症高齢者や知的、精神障がい者等の尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりをすすめます。

(3) 支えあいの輪づくりの支援

当事者やその家族が自らの課題に向き合い、解決していく力を高められるよう支援するとともに、安心して生活できるように、地域との相互理解、関係づくりに努めます。

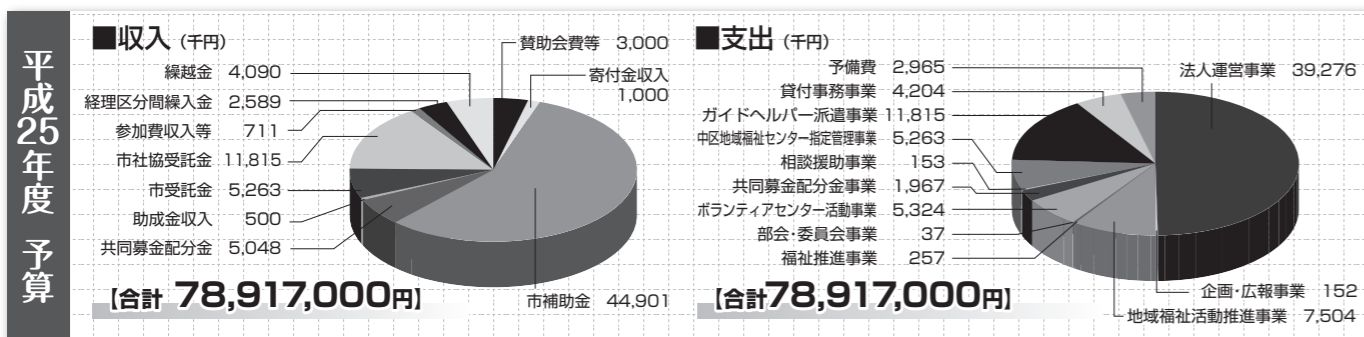
(4) 新たな仕組みづくりの推進

都市部における生活問題への対応等地域が抱える問題の調査・研究を通して、新たな課題に対応する事業を検討していきます。

3. 活動をすすめる体制を強化します(あつめる・高める)

財源の使途や活動効果をより一層明確にし、区民への理解が得られやすい財源確保の方法を検討し、組織及び財政の強化に努めます。

*「地域福祉活動第6次5か年計画」の詳細につきましては、次号にて掲載いたします。



中区地域福祉センターをご活用ください

市民の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉の増進を図るために設置されています。福祉を目的とするグループやボランティアグループは無料でご利用いただけます。

所在地 広島市中区大手町4-1-1 大手町平和ビル5階

開館時間 9:00～21:00

休館日 毎月第3日曜日、8月6日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

施設詳細 申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

あんしん・いきいき生活を応援します

自分一人で決めることが不安、生活費がうまく使えない、通帳を無くしてしまう・・・。

毎日の暮らしの中にはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。このような場合に、安心して、生き生きとした生活が送れるよう社会福祉協議会がご本人さんを支援する**福祉サービス利用援助事業「かけはし」**という制度があります。

■利用できる方

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が対象になります。
※障害者手帳を持っている方や認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。
※判断能力に著しい低下があり、契約の判断ができない場合は、成年後見制度の利用をおすすめします。

■利用料金について

相談(事業説明のための訪問、相談、契約書、支援計画書の作成など)は無料です。サービスは有料です。

サービス内容	利用料
福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理サービス	訪問1回(約2時間)につき1,500円
書類など預かりサービス	1ヶ月 1,500円

※生活保護世帯は利用料負担が免除されます。

■「かけはし」を利用するには?

1 ご相談の受付

まず、中区社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族などの身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応いたします。

2 相談・打ち合わせ

担当者がおうかがいします。専門的な知識をもった専門員^(※1)がご自宅などを訪問し、相談にのります。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

3 契約書・支援計画の作成

お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります。ご本人さんの希望をお聞きます。その後で、契約内容・支援計画をご提案します。

4 ご契約

利用契約を結び、サービスが開始されます。納得いただければ、利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。支援計画に沿って、生活支援員^(※2)がサービスを提供します。

※1:専門員・・・ご本人の困りごとや希望にもとづいて、どのような支援が良いか一緒に考えます。契約後も、支援内容を変えたい時や心配なことがあれば相談にうかがいます。

※2:生活支援員・・・契約内容にそって定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れを支援します。

■主なサービスの内容

福祉サービス利用援助

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用申込み、契約の代行、代理
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 公共料金の支払い手続き
- 日用品購入の代金支払い手続き
- 預貯金の出し入れ、また預金の解約手続き



書類など預かりサービス

- 希望される通帳や印鑑、証書などのお預かり
- ※保管できるもの
年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類など(カードを含む)
- ※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



ご相談は中区社会福祉協議会および広島市社会福祉協議会でお受けしています。お気軽にご相談ください!